適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(I)(II)、平日深夜割引(I)(II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(I)(II)、平成21年度お盆期間特別割引(I)(III)又は平成21年度年末年始期間特別割引(I)(III)
2	路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(II)又は平成21年度年末年始期間特別割引(II)
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

(ﾊ)　一の通行が、平日夜間割引(I)(II)、平日深夜割引(I)(II)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、平成21年度お盆期間特別割引(I)(III)又は平成21年度年末年始期間特別割引(I)(III)のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(ﾆ)　平日夜間割引(I)(II)、平日深夜割引(I)(II)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引、平成21年度お盆期間特別割引(III)又は平成21年度年末年始期間特別割引(III)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(II)又は平成21年度年末年始期間特別割引(II)が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

2(3)ラの次に次のとおり加える。

ﾑ　平成21年度年末年始期間特別割引(I)

(ｲ)　割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

(ﾛ)　割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、１回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

(ﾊ)　実施期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日とする。

ｳ　平成21年度年末年始期間特別割引(II)

(ｲ)　割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

(ﾛ)　割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ﾊ)　実施期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日とする。

ｴｷ　平成21年度年末年始期間特別割引(III)

(ｲ)　割引をする自動車

次の①から③に定める通行をするＥＴＣ車。

①　神戸淡路鳴門自動車道

ａ　次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(a)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c)　(ﾆ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し､同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、中型車、大型車及び特大車の(f)に定める通行を除く。)。

(d)　(ﾆ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、中型車、大型車及び特大車の(f)に定める通行を除く。)。

(e)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、中型車、大型車及び特大車の(f)に定める通行を除く。)。

(f)　(ﾆ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

ｂ　次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(a)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、中型車、大型車及び特大車の(d)に定める通行を除く。)。

(c)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、中型車、大型車及び特大車の(d)に定める通行を除く。)。

(d)　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ﾆ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

②　瀬戸中央自動車道

ａ　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車の瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。